

公布された規則のあらまし

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第1号）

- 1 知事の直属として、肥前さが幕末維新博事務局を置くこととした。（第2条の2関係）
- 2 文化課の分掌事務を改めることとした。（第9条関係）
- 3 文化課の世界遺産推進室を廃止することとした。（第19条関係）
- 4 肥前さが幕末維新博事務局に事務局長、事務局次長及び推進監を置くこととした。（第21条～第23条関係）
- 5 産業労働部の有田焼創業400年事業推進監を廃止することとした。（第23条関係）
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 この規則は、平成29年1月10日から施行することとした。
- 8 佐賀県公有財産規則及び佐賀県財務規則について、所要の改正を行うこととした。